

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第16期) 至 平成23年3月31日

株式会社エイジア

東京都品川区西五反田七丁目21番1号

(E05513)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	11
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1. 業績等の概要	12
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 対処すべき課題	14
4. 事業等のリスク	15
5. 経営上の重要な契約等	17
6. 研究開発活動	17
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	20
1. 株式等の状況	20
2. 自己株式の取得等の状況	33
3. 配当政策	34
4. 株価の推移	34
5. 役員の状況	35
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	36
第5 経理の状況	42
1. 財務諸表等	43
(1) 財務諸表	43
(2) 主な資産及び負債の内容	76
(3) その他	78
第6 提出会社の株式事務の概要	79
第7 提出会社の参考情報	80
1. 提出会社の親会社等の情報	80
2. その他の参考情報	80
第二部 提出会社の保証会社等の情報	81

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月24日
【事業年度】	第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社エイジア
【英訳名】	AZIA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 美濃 和男
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番1号
【電話番号】	03（6672）6788
【事務連絡者氏名】	専務取締役 中西 康治
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番1号
【電話番号】	03（6672）6788
【事務連絡者氏名】	専務取締役 中西 康治
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (千円)	536,451	672,688	—	—	—
経常損失 (千円)	127,753	24,999	—	—	—
当期純損失 (千円)	134,757	33,625	—	—	—
包括利益 (千円)	—	—	—	—	—
純資産額 (千円)	658,485	600,183	—	—	—
総資産額 (千円)	741,264	705,577	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	56,498.45	51,537.70	—	—	—
1株当たり当期純損失金額 (円)	11,607.01	2,891.06	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	88.7	85.0	—	—	—
自己資本利益率 (%)	△18.5	△5.4	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△151,699	△26,815	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△32,334	△96,716	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△59,227	△61	—	—	—
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	455,092	331,498	—	—	—
従業員数 (人)	47	49	—	—	—
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(2)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 子会社であった株式会社エイジアコミュニケーションズは、平成20年9月23日付をもって清算終了しているため、第14期以降については連結財務諸表を作成しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第12期及び第13期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
売上高 (千円)	535,193	669,498	578,665	594,667	616,811
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△121,449	△19,145	△9,329	56,872	66,690
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△128,922	△39,462	△97,569	47,411	66,184
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	322,420	322,420	322,420	322,420	322,420
発行済株式総数 (株)	11,631	11,631	11,631	11,631	11,631
純資産額 (千円)	662,968	599,434	504,413	503,413	556,922
総資産額 (千円)	744,647	704,633	597,750	638,943	686,963
1株当たり純資産額 (円)	57,000.16	51,537.64	46,018.90	54,142.16	62,711.59
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	750.00 (—)	1,000.00 (—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△11,104.39	△3,392.84	△8,410.47	4,647.30	7,267.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	6,920.20
自己資本比率 (%)	89.0	85.1	84.4	78.8	80.4
自己資本利益率 (%)	△17.6	△6.3	△17.7	9.4	12.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	7.5	20.1
配当性向 (%)	—	—	—	16.1	13.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	88,377	49,078	120,285
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	19,096	△31,159	△10,075
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△21,730	△54,375	△23,872
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	409,792	373,335	459,673
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	47 (1)	49 (2)	40 (2)	39 (1)	40 (1)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期から第16期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので、記載しておりません。

3. 第12期については、増資に伴い、期中の平均株式数は日割りにより算出しております。

4. 当社は、第12期から第13期まで連結財務諸表を作成しているため、第12期及び第13期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

5. 第12期から第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 第14期から第16期は自己株式の取得をしたため、自己株式を純資産に対する控除項目としており、また1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額の各数値の計算については、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
8. 第12期から第14期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
平成7年4月	ホームページ制作（現受託開発事業）を目的として資本金1,000万円で東京都品川区大井に株式会社エイジア設立
平成9年6月	ウェブサイトの受託開発を中心とした事業（現受託開発事業）を開始
平成10年6月	業務拡大に伴い、本社を東京都品川区東大井に移転
平成10年8月	一般第二種電気通信事業者取得
平成11年5月	中小企業事業団より「平成10年度課題対応新技術研究調査事業委託企業」に認定されたことにより、「WEB CAS」の本格的な研究・開発（現アプリケーション開発事業）を始める
平成12年4月	業務拡大に伴い、本社を東京都品川区東品川に移転
平成12年10月	中小企業ベンチャー総合支援センターより「専門家継続派遣事業に係る専門家派遣企業」に認定される
平成13年10月	「WEB CAS e-mail」を発売
平成14年2月	「WEB CAS formulator」を発売
平成14年6月	「WEB CAS」ASP事業を開始
平成14年11月	東京都産業労働局より、中小企業経営革新支援法第4条第3項の規定に基づき「経営革新計画企業」の承認を受ける
平成14年12月	「WEB CAS connector」「WEB CAS manager」を発売
平成15年1月	日本証券業協会のグリーンシート エマージング銘柄に指定される
平成15年11月	メール配信ソフト「WEB CAS PC版」を発売
平成16年2月	「WEB CAS」のホスティングサービスを開始
平成16年10月	中小企業基盤整備機構より「ビジネスアイデア支援モデル事業」に認定される
平成17年5月	財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）より個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JISQ15001）を満たす企業として、プライバシーマーク付与の認定を受ける
平成17年10月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成17年12月	Eメール配信エンジン「WEB CAS Mobile Express」を発売
平成18年4月	株式会社東京テレマーケティングと合併で、当社連結子会社となる株式会社エイジアコミュニケーションズを設立
平成18年5月	業務拡大に伴い、本社を東京都品川区東品川四丁目12番6号 品川シーサイドフォレスト 日立ソフトタワーに移転
平成18年10月	「WEB CAS Mailcenter」を発売
平成19年10月	「WEB CAS creator」を発売
平成20年2月	経営資源を強みのある領域に集中させるため、子会社エイジアコミュニケーションズを解散
平成20年4月	本社を東京都品川区南大井一丁目13番5号 新南大井ビルに移転
平成21年3月	「WEB CAS SaaS」を発売
平成22年3月	「WEB CAS formulator PRO」を発売
平成22年5月	本社を東京都品川区西五反田七丁目21番1号 第5TOCビルに移転

3 【事業の内容】

当社は、創立以来培ってきたオブジェクト指向（※1）によるソフトウェア技術とネットワーク技術並びに蓄積されたノウハウをベースに、インターネット及び企業業務システムの各種アプリケーションソフトの設計・開発・販売・運営を主たる事業分野としております。

事業の内訳といたしましては、(1) 自社開発によるCRM（※2）アプリケーションソフト「WEB CAS（ウェブキャス）」シリーズの企画・開発・販売・保守、及び「WEB CAS（ウェブキャス）」シリーズを活用したメールマーケティングのプランニング・コンテンツ制作を中心とした『アプリケーション開発事業』、(2) ウェブサイトの受託開発、「WEB CAS（ウェブキャス）」シリーズの付加機能開発、企業業務システム・アプリケーションの受託開発及び画像加工・イラストレーション等を使用したホームページ・ウェブコンテンツの企画・制作を中心とした『受託開発事業』であります。

なお、受託開発事業は、一定の売上・利益は確保できるものの、アプリケーション開発事業に比べ特色や利幅は薄いため、選択と集中により、順次人員等の経営資源をアプリケーション開発事業に移動させております。

以下にこれら事業の具体的な内容をご説明いたします。

次の2部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) アプリケーション開発事業

<WEB CASとは>

「WEB CAS（ウェブキャス）」とは、当社の統合CRMアプリケーションソフトの名称で、当社の登録商標です。

「WEB CAS」は、現実のビジネスの世界で営業担当者が行っている様々な営業活動を、ネットビジネスの世界においてソフトウェアに代替させることを目的として開発されたシステムです。

すなわち、現実のビジネスの世界で大きな利益を上げるためには、販売する商品自体の優秀性もさることながら、優れた営業担当者による営業活動が重要になります。具体的には、市場動向のリサーチや既存顧客の嗜好調査など様々な情報収集を行い、それらの情報を活用して、積極的に、かつ商機を逃さないような適切な時期に、顧客毎に適切なアプローチ（営業活動）を行い、また、取引が成功した後は、きめ細かなフォローアップを行ったり、失敗事例などの過去の経験を以後の営業のためにフィードバックするといった一連の活動が適切になされるのがポイントとなります。

「WEB CAS」は、このような営業担当者による営業活動の手法をネットビジネスの世界にも導入し、ソフトウェアによって処理できるようにしたものです。

具体的には、ホームページ上のアンケート回答・資料請求・登録等による市場動向その他の情報収集や、既存顧客のウェブサイトでの購入履歴や参照ウェブページなどの情報に基づく既存顧客の嗜好調査などの情報収集を行います。そして収集された情報に基づいて、顧客毎の嗜好などに応じた内容の異なる電子メールを適切な時期及び内容で自動配信して顧客へアプローチを行います。

また、取引成立後に適切な時期を選んでフォローアップメールを自動的に送信して顧客満足度の向上を図ったり、顧客からの電子メールやメール文中のURLクリック履歴、アンケートの回答内容の蓄積から顧客の不満を汲み取ってフィードバックするといった処理を自動的に行うことができます。

なお、上記の機能は「WEB CAS」の代表的な機能の一部を列記したものに過ぎず、実際には、ユーザーの営業方針・営業スタイルなどに応じて様々な利用方法が考えられ、電子メールとウェブサイトとの連携などの特徴により他の同種のソフトウェアとは決定的に異なるものとなっております。

当事業は、主力商品である「WEB CAS」シリーズに関する以下の3要素を中心として行っております。

① 「WEB CAS」シリーズの企画・開発及び販売

「WEB CAS」シリーズの企画・開発を行い、大手企業を中心に様々な業種へ販売しております。

② メールマーケティング

「WEB CAS」を効果的に活用したメールマーケティングのプランニングから、メールコンテンツ制作、配信オペレーション、インバウンド（※3）メール対応、メールマーケティング分析等のオペレーション・サービスまで、トータルにアドバイジングできるサービスを行っております。

③ 「WEB CAS」の保守

サーバー導入型「WEB CAS」に関しましては、保守契約サービスを行っております。

<「WEB CAS」シリーズの製品ラインナップ>

現在の「WEB CAS」シリーズは、次の製品・サービスによって構成されています。

サーバー 導入型	クライアント所有のサーバーに直接インストールして運用するソフトウェアです。	
	WEB CAS e-mail	<p>接続している顧客情報データベースから『性別』『年齢』『地域』などの顧客の属性や、購入履歴から『商品』『購入日』『購入金額』『購入ポイント』などを抽出し、指定した日時に顧客情報に応じたメールが配信できるシステムです。</p> <p>顧客が問い合わせ、来店、購入などを行った場合、指定した日数経過後にメールを自動配信できる「フォローアップメール配信機能」や、配信後のユーザーの反応（※4）をリアルタイムに分析できる「メールマーケティング機能」も有しております。</p>
	WEB CAS connector	<p>企業内に分散している複数の顧客情報データベースと「WEB CAS」シリーズを簡単かつ自由に接続できるデータアクセスシステムです。これにより、多様な顧客情報を同時に活用できると同時に、新たにデータベースを設置・統合する必要がないことから、クライアントの導入決定から運用開始までの時間を短縮することも可能となります。</p>
	WEB CAS manager	<p>「WEB CAS」シリーズの各機能について、操作権限をオペレータ毎に設定し、一元管理できるシステムです。これにより、異なる部署間で統合的に「WEB CAS」を使用することが可能となります。</p> <p>また、オペレータの作業履歴を出力することでオペレータの作業内容をアクション毎に監視することができ、セキュリティの向上や情報の漏洩防止に貢献します。</p>
	WEB CAS formulator	<p>HTMLやプログラムなどの高度な知識が無くても、ホームページ・携帯電話上でのアンケート、資料請求、登録などのフォーム入力ページを作成できるウェブアンケートシステムです。</p> <p>複数のフォームから登録されたデータのうち、必要なものだけを取り出してデータベースを自動作成できる「プロモーション連携機能」や、ネット広告やメール広告など出稿している広告媒体ごとの顧客獲得効果（広告効果）をリアルタイムに分析できる「広告効果測定機能」、アンケートや商品を購入して頂いたお客様に自動的にポイントを付与することができる「ポイント機能」も有しております。</p> <p>また、「WEB CAS e-mail」「WEB CAS mailcenter」との完全連携が可能です。</p>
	WEB CAS Mobile Express	<p>メールを受け取ることを承諾している顧客に対して、高速でメールを配信することができるメール配信エンジンです。特に携帯電話向けメール配信の効果が高く、会員向け情報や株価情報の提供、自治体による災害情報の緊急配信などに適しています。</p> <p>また、メール送信履歴内のメールアドレスを自動で暗号化して保存、管理することが可能であるため、個人情報管理の強化にも貢献します。</p>
	WEB CAS mailcenter	<p>企業の問い合わせ窓口に届く大量のメールやフォームからの問い合わせをサーバー上で一元管理することで、複数の部署や担当者がグループウェアとして共有・管理することができるシステムです。これにより返信漏れ・二重対応を防ぎながら効率的に返信対応することが可能となります。また、メール対応スタッフのPCには個人情報が残らず、情報漏洩対策に有効です。インタフェースは一般的なメールソフトのように直感的に操作できる仕様となっています。また、「WEB CAS e-mail」と連携して過去どのようなメールを配信していたかを把握し、「WEB CAS formulator」と連携して資料請求情報など他の問合せフォームに入力された情報をデータベースから直接呼び出すなど、他の「WEB CAS」シリーズとの完全連携が可能です。</p>

サーバー 導入型	WEB CAS creator	<p>既存のWEBサイトの構造を変更することなく、すばやくWEBサイトを共有・管理できるコンテンツマネジメントシステムです。</p> <p>複数の異なるWEBサーバーに自由に接続し、WEBサイト情報を自動認識してHTMLファイルをブラウザから直接編集することができます。運用担当者にはHTMLなどの技術的な知識は必要なく、ワープロ感覚で誰でも簡単に操作が行えます。企業の社内規定に準拠したワークフローに合わせて、権限を柔軟に設定することでWEBサイト運用における職務分掌が明らかになることから、J-SOX法にも対応しています。</p>	
ホスティングサービス	WEB CAS Hosting (レンタル含む)	<p>サーバー導入型「WEB CAS」のフル機能がサーバーにセットアップされており、クライアントの環境設定の必要がなく、容易にシステムの運用が開始できるホスティングサービスです。</p>	
クラウドサービス	SaaS	WEB CAS SaaS	<p>ASPのように期間に応じたレンタルでありながら、サーバー導入型「WEB CAS」のフル機能の利用やカスタマイズを可能としたサービスです。</p>
	ASP	メール配信ASP	<p>「WEB CAS e-mail」の機能を、インターネットを通じて顧客が期間に応じてレンタルできるサービスです。月額料金で利用いただけます。</p>
		アンケートASP	<p>「WEB CAS formulator」の機能を、インターネットを通じて顧客が期間に応じてレンタルできるサービスです。月額料金で利用いただけます。</p>
		メール共有ASP	<p>「WEB CAS mailcenter」の機能を、インターネットを通じて顧客が期間に応じてレンタルできるサービスです。月額料金で利用いただけます。</p>

<「WEB CAS」シリーズの主な効果>

見込み客の収集	見込み客の収集を行うには、一般的にバナー広告やテキスト広告、検索エンジン広告、メール広告、懸賞サイトからの誘導などを活用しますが、最初はどの媒体が最も自社にとって良いかは、なかなか判断できません。また、誘導後のホームページを作成するにも、専門的な知識が必要となります。 「WEB CAS formulator」の広告効果測定機能とフォーム入力ページ作成機能を利用すると、予算と時間を有効に活用することで効率よく見込み客の収集を行うことができます。
顧客化の促進	資料請求や問い合わせなどを行った見込み客は、必ずしも同じお店で購入するわけではありません。いかにタイミング良く、適切にアプローチやフォローをしていくかが、見込み客から顧客へとランクアップできるか否かの分岐点になります。「WEB CAS e-mail」を活用すると、収集されたデータに対し、メールを使った顧客に応じたアプローチやフォローアップを行い、顧客のロイヤリティアップを図ることができます。
不満顧客の改善	一般的には、新規顧客を獲得するよりも、常連となる顧客を掴み、繰り返し注文を獲得するほうが営業コストをかけずに済むといわれています。そのためには、顧客の趣味嗜好に合った情報を提供して満足度を上げていくことの他、顧客の不満発生率を抑えることも、非常に大切なことです。 「WEB CAS e-mail」を使用し、商品を購入していただいた後にメールを配信し、「WEB CAS formulator」で作成されたアンケートへ誘導することにより、顧客の満足度を調査することもできます。もしそのアンケートで、何らかの理由で商品や営業、お店に不満を感じている回答があった場合には、「WEB CAS」は自動的に、指定された部署へその情報をメールでフィードバックさせることができるため、離反予備軍の早期発見ができ、顧客の不満発生率を抑えるツールとしても利用されています。

(※1) オブジェクト指向

ソフトウェアの設計や開発において、ソフトウェアが実行する処理単位ではなく、オブジェクトと呼ばれる「役割を持ったソフトウェア部品」の単位（オブジェクト）でソフトウェアを構成しようという考え方です。

ソフトウェアの規模が大きくなると、一般にソフトウェアの構造は絡み合っ管理しにくくなります。オブジェクトの単位で構成すると、構成がわかりやすく、ソフトウェアをさらに改造していくときにも構造が崩れにくいいため、拡張性や保守性が高いとされています。また、一度作ったソフトウェアを部品単位にして他のシステムに再利用することができるなど、開発生産性向上が図れます。

(※2) CRM

CRMとは、Customer Relationship Managementの略で、顧客の購入・利用履歴や苦情・意見など企業と顧客とのあらゆる接点での情報を統合管理する経営手法です。

(※3) インバウンド

顧客ないしは見込み客からの電話やメール等を受けて対応する形態をインバウンド、情報の発信を行う形態をアウトバウンドといいます。

(※4) 配信後のユーザーの反応

配信したメールの開封率や、オプトアウト率（メール配信の取り消し）、クリック率（メールの文中にあるURLがどれだけクリックされたか）、コンバージョン率（実際に購買や資料請求、お問い合わせ、会員登録等されたか）などのことです。

(※5) マルチプラットフォーム対応

主な対応OS：Windows Server/RedHat Linux/Turbo Linux/Solaris/AIXなどです。

主な対応DB：PostgreSQL/MSSQL Server/DB 2 UDB/Oracleなどです。

(2) 受託開発事業

当事業は、ウェブサイトの受託開発、「WEB CAS」シリーズに関連するカスタマイズ、企業業務システムの開発、ホームページ制作の4つが中心となっています。

当事業は、顧客からの受注を受けてから制作をするビジネスであり、クライアントの要望に対しきめ細かい対応やコンサルティングが可能です。同時に同事業における技術、ノウハウ及びプログラム等の蓄積は、当社主力商品であるアプリケーション開発事業の新製品及びバージョンアップの開発にも役立っています。

①ウェブサイトの受託開発

Java（※6）テクノロジーを駆使し、ウェブサイトの受託開発を行っております。

ホームページとデータベースを連動させ、情報表示・検索機能（商品情報ページ、求人情報検索ページ等）、情報受入・蓄積機能（ユーザーによる各種申し込み、登録、アンケート等）、情報発信機能（メール自動返信、一斉配信）を兼ね備えた柔軟性のあるウェブサイトを開発しています。また、ユーザー認証機能を付加した特定会員向サイトの構築なども行っております。

また、ウェブサイト管理者向けにブラウザからのページ編集機能を盛り込むことにより、クライアントが随時コンテンツを更新することを可能にしたシステムも提供しております。

②「WEB CAS」アプリケーションのカスタマイズ

クライアント固有のニーズにより、「WEB CAS」シリーズに機能の追加が必要な場合、別途プログラムを組み合わせることにより、ニーズに合ったシステムを提供するサービスを行っております。

③その他アプリケーションの開発

インターネット・アプリケーションから、データベースを使用した各種業務向けアプリケーション、例えば販売管理、生産管理、人事管理、データウェアハウス（※7）等のサブシステムを統合した包括的なイントラネット（※8）・アプリケーションまで幅広く手掛けております。

Java、Visual C++、Visual Basic、Delphiなどのあらゆる開発言語に対応し、アプリケーションの基本設計・構築、サーバー運用管理機能の充実、既存システムとの連携、情報体系及び発信体制の整備、ユーザー教育、セキュリティ管理等から制作まで、これらの多様な前提条件を踏まえた上で、クライアントにとって最適なソリューションを提案し実現いたします。

④ホームページ制作

各種表現手法（画像加工・イラストレーション・Flash（※9）・ストリーミング（※10）等）を効果的に使用することにより、視覚、聴覚に訴える効果を向上させるホームページ提案から、ホームページ情報を適時に編集・追加・削除等することを可能とするコンテンツ・マネジメント・システムの導入までを提案し、顧客のニーズに沿ったホームページ制作を中心に行っております。

分野を問わず様々なクライアントのホームページの企画・制作の提案を以下の項目において行っております。

- ・ビジュアルインターフェイス提案及び開発
- ・キャラクター開発及びデザイン
- ・動画等を利用したコンテンツの制作
- ・HTMLコーディング（※11）
- ・販売促進活動及び告知活動支援の各種印刷物の企画

（※6）Java

Sun Microsystems社が開発したプログラミング言語。

（※7）データウェアハウス

「情報（Data）の倉庫（Warehouse）」の言葉どおり、基幹系システムから必要なデータを引き出して蓄積し、経営に役立つ情報を得るためのシステムです。

（※8）イントラネット

インターネットの技術やインフラを使って、企業などの組織内でネットワークを構築し、情報の共有化などを行うことを目的としたシステムです。

（※9）Flash

Adobe Systems社が提供するウェブアニメーション作成・再生ソフトウェアの名称です。

(※10) ストリーミング

インターネットなどのネットワークを通じて映像や音声などのマルチメディアデータを視聴する際に、データを受信しながら同時に再生を行う方式です。

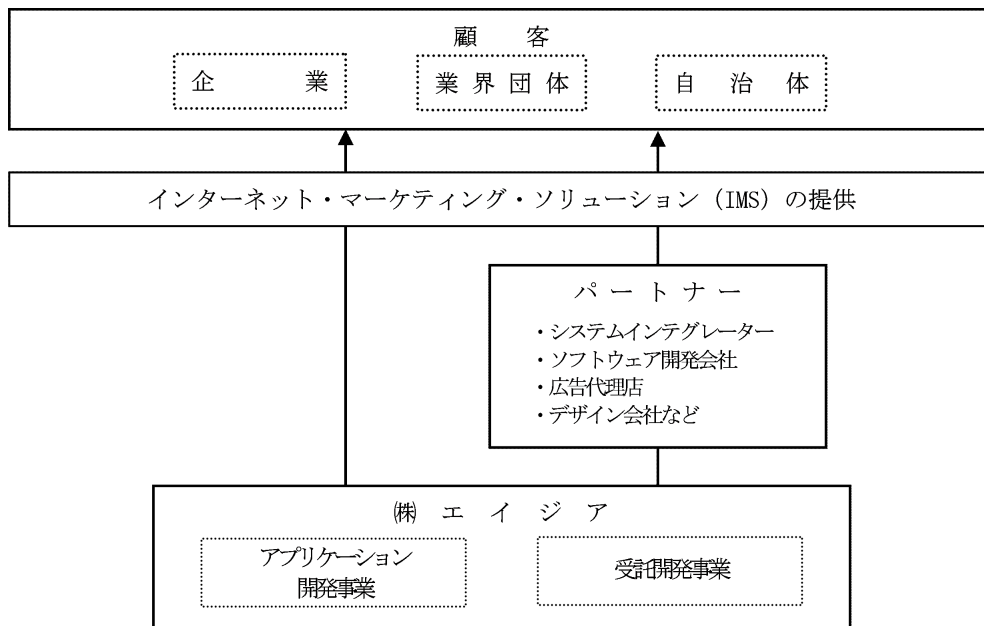
(※11) HTMLコーディング

HTMLを使用してプログラムを作成することです。

(3) 事業系統図

当社の営業活動は、当社の営業部門であるセールスマーケティンググループによる営業及び販売が中心となっております。また一部販売協力契約を締結したパートナーを通じた営業及び販売も行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
40 (1) 人	35.1歳	5年 0 ヶ月	5,363千円

セグメントの名称	従業員数 (人)
アプリケーション開発事業	17
受託開発事業	6
報告セグメント計	23
全社 (共通)	17 (1)
合計	40 (1)

(注) 1. 従業員数は就業人員 (常用パートを含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、営業部門及び管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）におけるわが国の経済は、一時は持ち直しの傾向がみられたものの、急激な円高の進行、不安定な雇用情勢、デフレ傾向の強まりなど、先行きは不透明な状況にあります。

当社が属する情報サービス産業におきましても、IT投資を抑制する企業は依然として多く、厳しい競争環境が続いています。

このような状況の下、当事業年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）は、収益改善策として前事業年度に取り組んだ利益率の高いクラウドサービス（ASP・SaaS）※の増強を継続しつつ、中長期的な視点での当社の発展のため、新しい成長エンジンを発掘・育成することに注力してまいりました。アプリケーション開発事業に比べると特色や利幅の薄い受託開発事業は思い切って縮小し、アプリケーション開発事業や新規事業のテストマーケティング等の業務への再配置を進めております。

これらの結果、当事業年度においては、売上高616,811千円（前年同期比3.7%増）、営業利益65,356千円（前年同期比16.0%増）、経常利益66,690千円（前年同期比17.3%増）、当期純利益66,184千円（前年同期比39.6%増）となりました。

一昨年以来、売上高の急回復を見込みにくい景気環境下においても利益を計上できる体質への転換、収益構造の転換に取り組んでまいりましたが、前事業年度の黒字転換に続き当事業年度も利益を計上したことにより、一定の成果を収めたものと考えております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①アプリケーション開発事業

増強中のクラウドサービス（ASP・SaaS）が順調に推移しました。クラウドサービスの中でも比較的大型の案件が多いSaaS型が好調であるため、その増強を図る目的で技術要員の増員も進めました。これらの結果、売上高は448,565千円（前年同期比9.7%増）となりました。

②受託開発事業

前述のとおり、新しい成長エンジンを発掘するため、発展的に事業を縮小し、当事業年度内に主要取引先の引継ぎが完了しました。売上高は168,246千円（前年同期比9.4%減）と前年同期比微減に留まりましたが、次年度以降は大幅に減少する見通しです。

※クラウドサービス（ASP・SaaS）

ソフトウェア提供者（この場合、当社）が管理するサーバー上で稼働しているソフトウェアを、ユーザー企業がインターネット経由でサービスとして利用する形態。ユーザー企業は、サーバー・ソフトウェアの管理やライセンス費用の負担なく、毎月の使用料を支払うことで、比較的安価な利用が可能となる。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物残高（以下、「資金」という）は、前事業年度末に比べ86,337千円増加し、459,673千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な発生要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、120,285千円（前年同期比145.1%増）となりました。これは、主な資金減少要因として仕入債務の減少額15,847千円があったものの、主な資金増加要因として売上債権の減少額55,032千円、税引前当期純利益68,324千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果支払われた資金は、10,075千円（前年同期に投資活動の結果支払われた資金31,159千円）となりました。これは、資金増加要因として差入保証金の回収による収入17,312千円があったものの、資金減少要因として有形固定資産の取得による支出17,821千円、定期預金の預入による支出6,072千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果支払われた資金は、23,872千円（前年同期に財務活動の結果支払われた資金54,375千円）となりました。これは、資金減少要因として自己株式の取得による支出17,643千円、配当金の支払額6,629千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
アプリケーション開発事業 (千円)	112,694	+0.1
受託開発事業 (千円)	101,971	△10.8
合計 (千円)	214,665	△5.4

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
アプリケーション開発事業	482,507	+15.0	45,195	+301.6
受託開発事業	169,912	△12.9	17,756	+10.3
合計	652,419	+6.2	62,951	+130.2

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
アプリケーション開発事業 (千円)	448,565	+9.7
受託開発事業 (千円)	168,246	△9.4
合計 (千円)	616,811	+3.7

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ティーシス・ジャパン株式会社	70,701	11.9	46,575	7.6
株式会社千趣会	63,903	10.7	12,243	2.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

①収益力の更なる向上

当社は、前事業年度より、従来主力であった導入型アプリケーションの販売（ライセンス販売）に比べ1案件当たりの単価は低いものの、安定的に売上を計上でき、利益率も高いクラウドサービス（ASP・SaaS）へのシフトを進めることなどにより、収益構造の改革に努めてまいりました。この取り組みによって、前事業年度の黒字転換に続き、当事業年度も利益を計上し、一定の成果を収めました。

今後は、この取り組みを更に強化し、クラウドサービスや保守サービスなど安定した売上による収益のみで固定費を賄える体制の構築を目指します。

②販路の拡大

小規模である当社が、販売力を強化するにあたって、現状の営業人員のみで対処するのは難しく、当社製品のコンサルティングから導入サポートまで一貫して行えるパートナーの育成や採用、また、他企業との業務提携にも引き続き取り組んでまいります。

③ブランド力の強化

ソフトウェアプロダクトの販売を主力事業とする当社にとって、一定の市場シェアを確保することは非常に重要であり、そのためのブランド力強化は大きな課題です。従来のインターネット上のリスティング広告に加え、ニュースサイトやポータルサイト、雑誌などへの広告掲載、イメージキャラクターの採用、経営者や社員の露出度を高めることによる認知度の向上など、多角的にブランド力向上を進めてまいります。

④新しい成長エンジンの模索、研究、テストマーケティング

中長期的な観点で高い成長を実現するため、マーケティング系のソフトウェアプロダクトの事業領域は維持しつつ、その活動範囲をEコマース周辺分野に広げ、新製品開発や研究、海外展開のテストマーケティングなどに取り組んでまいります。

特に海外展開については、すでに市場の大きな中国のみならず、今後高い伸びが期待できるアジアを中心とした新興国への展開の機会を探ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、事業上のリスクに該当しない事項についても、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

なお、当社は、これらのリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の防止及び発生した場合の対応に最大限努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は当社の事業又は本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。以下では具体的な経営上のリスクとその対処策について示します。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

①技術革新の対応について

インターネット関連分野においては、日々新しい技術の開発が進められており、この技術革新に応じて業界における利用者のニーズも急速に変化しております。

アプリケーション開発事業においては、新技術の情報収集や研究開発にも力を入れ、常に積極的な技術の吸収・集積を心がけ、最新の技術に対応したプログラムの更新やコンポーネント(部品)の充実を図る等の対応を実施しております。

しかし、今後においても、タイムリーに新技術の開発及び新製品の市場導入等を行える保証はなく、これらへの対応が遅れた場合、当社の有する技術・サービスの陳腐化、業界における他社との競争力の低下から、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②インターネット及びインターネットビジネスの将来性について

現在、インターネットは急速な勢いで普及しており、今後もさらなる普及が予想されております。それに伴い、インターネット関連ビジネスも急速に拡大しておりますが、技術革新のスピードが非常に速いことから、短期的な変化においても予測することは不可能な状況であります。

当社においても、インターネットのさらなる普及を前提とした事業計画を策定しておりますが、今後のインターネットに関する新技術の開発、インターネットの利用規制や課金の有無、インターネットビジネスにおける電子商取引等のセキュリティの問題等により、インターネットの普及が当社の事業計画を策定するにおいて基礎となる数値を下回った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③市場動向等

日本のCRM市場は、米国市場の伸びと同様に有望視されてきましたが、成長の一段落や、新たな革新的技術の進歩や急激なビジネスプロセスの変化から、当社製品が市場に受け入れられなくなるという可能性も考えられ、かかる事態が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④競合他社について

現状においては、自社開発アプリケーション「WEB CAS」シリーズのうち主力製品「WEB CAS e-mail」が属するeメール配信システムの市場は、ベンチャー企業を中心に多数の企業が参入している分散型市場です。

しかしながら、資金力、ブランド力を有する大手企業の参入や全く新しいコンセプト及び技術を活用した画期的なシステムを開発した競合他社が出現した場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の受託開発事業においては効率的開発を行うことで納期を短縮しコストを抑えておりますが、大手企業は開発の一部を積極的にアジアの新興経済諸国等へとシフトし、コストダウンを図っているため、この傾向がさらに進んだ場合には、大手企業と当社との価格差は僅少となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤法的規制について

現時点においては、当社がインターネット関連事業を継続していく上で、電気通信事業法による制約を受ける事実はありません。

しかし、昨今、インターネットに関連する法規制が未整備であることについて、各方面から様々な指摘がなされていることは周知の事実であるため、今後国内における法的規制の整備が行われる可能性は高く、また、インターネットは国境を超えたネットワークであるため、海外諸国からの法的規制による影響を受けることも想定されることから、将来的に当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、電子メールによる一方的な商業広告の送りつけ(いわゆる迷惑メール)の問題に対応するため、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」が平成14年4月17日に制定され、直近では平成21年6月5日に改正されております。同様に、通信販売等に関する規制を規定している「特定商取引に関する法律」についても、直近では平成21年6月5日に改正されております。

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に関しましては、当社の主要製品であります「WEB CAS e-mail」に制約を受ける事実はありませんが、悪徳業者が迷惑メール等に利用できないよう、「WEB CAS e-mail」が接続するメールサーバーには技術的制限をかけております。これにより、悪徳業者がメールサーバーを意図的に変更

し、制限を避けてメール配信をすることができない仕組みになっております。

販売先に対しては、「メール配信を行う際は、顧客からメールを受け取る許可を必ず得ること」を確認又は指導してから販売しております。さらに、迷惑メールの配信業者への販売防止のため、納入先の調査を行っております。

しかし、「WEB CAS e-mail」が悪徳業者に利用され、信用の失墜が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥知的財産権等

当社で開発・設計しているソフトウェアやプログラムは、いわゆる「公知の基礎技術」の改良又は組み合わせにより当社が独自で開発・設計しておりますが、第三者の知的財産権を侵害している可能性があります。特に「ビジネスモデル特許」については、米国等において既に一般化していることや今後国内においても当該特許の認定が進むと予想されることから、これら知的財産権等への対応の重要性は増大すると考えております。

現在のITの分野における技術の進歩やビジネス・アイデアの拡大のスピードは非常に速く、予想が困難であり、また、現在の特許制度のもとでは調査の限界もあります。

今後、当社の事業分野で当社の認識していない特許が成立していた場合又は新たに成立した場合には、損害賠償やロイヤリティの支払い要求等により、当社の業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

⑦個人情報の取り扱いについて

当社は、当社ホームページのフォーム入力ページ（資料請求、お問合せ等）から個人情報を取得しており、また、アプリケーション開発や受託開発、ASP業務の中でもクライアントから個人情報を預かるケースがあり、それらの保有及び管理を行っております。

これらの個人情報に関しましては個人情報保護マネジメントシステムに基づき管理に最大限の注意を払っており、また、平成17年4月に完全施行された「個人情報の保護に関する法律」や総務省及び経済産業省が制定したガイドラインの要求事項の遵守に努めております。

さらに当社は、平成17年5月、「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JISQ15001）」を満たす企業として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」付与の認定を受け、平成19年5月、平成21年5月には同要求事項の最新版（JISQ15001：2006準拠）に基づく更新認定を受けております。

しかし、外部からの悪意によるウェブページの書き換えやデータの不正取得などの不正アクセス行為及び内部のシステム運用における人的過失並びに従業員の故意又は過失による顧客情報の漏洩、消失、改ざん又は不正利用が発生し、当社が適切な対応を行えず、信用の失墜又は損害賠償による損失が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧人材の育成及び確保について

当社は、高度な技術力に基づいたサービス提供を志向しており、それを支えるものは優秀な技術スタッフであると考え、積極的な人材の育成を行っております。また、当社の販売体制は、現時点では十分といえる状態ではなく、営業スタッフの育成や増強も必要です。そこで、技術スタッフや営業スタッフの強化及びスキルアップを図ると共に、新たな人材の確保を行っていきたくと考えております。

さらに製品のコンサルティングから導入サポートまで一貫して行うことができるパートナーの開拓や育成、及び他業種との業務提携なども順次行っております。

しかし、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどして、十分な開発・販売体制を築くことができない場合には、当社の業績又は将来的な事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記のパートナーや業務提携についても十分な成果が上がるという保証はなく、コスト増加から当社の利益を圧迫する可能性もあります。

⑨製品の重大な不具合により販売を継続できなくなる可能性について

当社にとって、プログラムの不具合である「バグ」を無くすことは重要な課題ですが、各ハードウェアの環境やプラットフォームとの相性もあり、一般的に「バグ」を皆無にすることは非常に困難といわれております。

当社はこのような「バグ」を発生させないよう、製品の開発段階から十分な注意を払うのはもちろん、開発された製品を出荷前に念入りにテストしております。このテスト項目を全てクリアすることにより製品の信頼性が高まり、長期的なユーザーの獲得につながるものと考えております。

しかし、入念にテストを実施したとしても、予期し得ない重大な「バグ」を製品に内在したまま販売する可能性があります。

製品の発売後に重大な「バグ」が発見され、かつその「バグ」を解決するのに長期間を要する場合には、その製品の販売を継続することができず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩今後の事業戦略について

「WEB CAS」シリーズをコアとして、個々のクライアント企業のニーズに適合したインターネット・マーケティング・ソリューションを提供し、中長期的に当該事業分野におけるリーディングカンパニーを目指しております。

しかし、上記の事業戦略が、営業又は技術上の問題から計画どおり進行できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪小規模組織における管理体制について

当社は、当事業年度末現在、従業員40名と小規模組織であり、内部管理体制は規模に合わせたものとしております。今後の事業の拡大に伴い、適切な人的・組織的な対応ができない場合には、当社のサービス、製品の競争力に影響を及ぼす可能性があります。

⑫納期遅延等

受託開発事業においては、主に顧客からの個別仕様の受注に基づきウェブサイトや企業業務システムの開発を行っておりますが、受託開発案件における想定外の工数増加や納期遅延等が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の案件は納期が四半期末に集中するため、売上計上も各四半期末月に集中する傾向があります。

⑬配当政策について

当社の配当政策に関する基本的な考え方は、新規事業投資や研究開発投資等に必要な内部留保は従来どおり行いつつ、配当金による利益分配を行っていく方針であります。

しかしながら、計画どおりの利益が達成できなかった場合には、配当を見送る可能性もあります。

⑭インセンティブの付与について

当社は、役員及び従業員のモチベーション向上のためストック・オプションを付与しており、当事業年度末現在、その数は1,147株、発行済株式総数の9.9%となっております。

今後も、役員及び従業員のモチベーション向上のため、ストック・オプションの導入等インセンティブプランを継続する方針であります。なお、これらストック・オプションが行使された場合、既存株主の株式価値を希薄化させる可能性があります。

⑮海外展開について

高い成長を実現するため海外展開を積極的に進めてまいります。知的財産権の保護や料金の回収など、国内取引以上に高いリスクが存在することは否めず、そのリスクに対応しきれない場合には、当社のサービス、製品の競争力に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当する契約等はありません。

6 【研究開発活動】

当事業年度の研究開発費の総額は、43,392千円であります。

セグメントごとの研究開発活動を示すと、次のとおりであります。

(1) アプリケーション開発事業

当社は、複数の研究開発ラインを整備しており、「WEB CAS」シリーズのラインナップ追加、既存製品のバージョンアップ開発を行っております。

なお、当事業年度の研究開発費の総額は、43,392千円であります。

(2) 受託開発事業

特に研究開発活動は行っていません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成に当たり、経営者による会計方針の選択・適用等、開示に影響を与える判断と見積りが必要となります。特に引当金の計上については、過去の実績等を勘案し合理的に見積りを行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

①資産の状況

当事業年度末の総資産は686,963千円となり、前事業年度末に比べ48,020千円増加いたしました。

流動資産は、前事業年度末に比べ売掛金が55,032千円減少した一方で、現金及び預金が86,409千円増加したことにより35,296千円増加いたしました。固定資産は、前事業年度末に比べ差入保証金が17,312千円減少した一方で、有形固定資産が13,192千円、投資有価証券が11,826千円増加したことにより12,724千円増加いたしました。

②負債の状況

当事業年度末の負債は130,041千円となり、前事業年度末に比べ5,487千円減少いたしました。

流動負債は、前事業年度末に比べ未払金が10,226千円増加した一方で、買掛金が15,847千円、本社移転損失引当金が6,880千円減少したことにより15,051千円減少いたしました。固定負債は、前事業年度末に比べ繰延税金負債が6,662千円増加し、第1四半期会計期間より資産除去債務6,870千円を計上したことにより9,564千円増加いたしました。

③純資産の状況

当事業年度末の純資産は556,922千円となり、前事業年度末に比べ53,508千円増加いたしました。これは、自己株式が17,155千円増加した一方で、当期純利益66,184千円を計上したため純資産が増加したものであります。

(3) キャッシュ・フロー分析

キャッシュ・フローの概要については、1[業績等の概要](2)キャッシュ・フローに記載しております。

(4) 経営成績の分析

経営成績の概要については、1[業績等の概要](1)業績に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、中長期的な経営戦略として「IMS戦略」を掲げ、推進しております。

IMSとはInternet Marketing Solutionの略称で、効率的な各種マーケティングサービスをワンストップで提供する当社のビジネスモデルであり、当該分野でリーダー的な地位を獲得するのが中長期の目標であります。

この「IMS戦略」を実践するうえでコアとなるのが、自社開発した統合CRMアプリケーション「WEB CAS」シリーズです。同シリーズは、「現実のビジネスの世界で営業担当者が行っている様々な営業活動を、ネットビジネスの世界においてソフトウェアに代替及び連携させること＝ハイブリッド営業※」を実現させるシステムで、当社の競争力の源泉となる製品です。広くハイブリッド営業を支える同シリーズ新製品の開発、既存製品のバージョンアップも含めたラインナップの更なる充実に、今後も努めてまいります。

※ハイブリッド営業

ハイブリッド営業とは、当社の造語で、リアル営業マンとインターネット技術を駆使したネット営業マンが、共同で営業活動を行うことにより、営業活動の3本柱「見込み客を発掘する」「顧客ロイヤリティを向上させて優良顧客に育てる」「離反予備軍を早期発見し、離反率を低下させる」といった一連の作業を効率よく行う手法のこと。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

前事業年度より、売上高の急回復を見込みにくい景気環境下においても利益を計上できる体質への転換、収益構造の転換に取り組んでまいりましたが、前事業年度の黒字転換に続き当事業年度も利益を計上したことにより、一定の成果を収めたものと考えております。

今後は、上場企業として遜色のない売上・利益を計上できる体制づくりに重点を移してまいります。アプリケーション開発事業に比べ特色・利幅の薄い受託開発事業を思い切って縮小し、受託開発事業に携わっていた人員を、成長する海外市場の発掘や新規事業立ち上げのテストマーケティング等への再配置を進めております。

当社は、現状、アプリケーションシステムの販売と保守が売上の大半を占めておりますが、中長期的には、①アプリケーションシステムの販売（保守、クラウドサービスを含む）、②アプリケーションシステムの活用にかかるサービスの提供、③海外での販売・サービス提供、それぞれを3分の1の構成に変更していく計画です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度におけるソフトウェアを含む設備投資の総額は29,366千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

アプリケーション開発事業においては、20,759千円の設備投資を実施しました。その主な内容は本社移転に伴う内装設備工事、クラウド環境の増強などを目的とするサーバー機器及びソフトウェアの購入であります。

受託開発事業においては、4,922千円の設備投資を実施しました。その主な内容は本社移転に伴う内装設備工事であります。

全社（共通）においては、3,684千円の設備投資を実施しました。その主な内容は本社移転に伴う内装設備工事であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	アプリケーション 開発事業	開発設備 通信設備 事務所設備	6,017	9,319	4,286	19,623	17
	受託開発事業	開発設備 通信設備 事務所設備	2,175	1,825	828	4,830	6
	全社（共通）	事務所設備	2,378	91	7,096	9,567	17

- (注) 1. 本社は賃借ビルであり、この賃借に当たり17,428千円の敷金保証金を貸主に差入れております。また、年間賃借料7,988千円が発生しております。
2. 平成22年5月の本社移転に伴い、平成22年6月までの移転前の賃借ビルに対する賃借料4,328千円が発生しております。
3. リース契約により設備を賃借しておりますが、内容の重要性が乏しくまた契約一件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設
特記事項はありません。
- (2) 重要な設備の改修
特記事項はありません。
- (3) 重要な設備の除却等
特記事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,260
計	46,260

(注) 平成23年2月15日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は9,205,740株増加し、9,252,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,631	2,326,200	東京証券取引所 マザーズ	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	11,631	2,326,200	—	—

- (注) 1. 平成23年2月15日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株に株式分割し、100株を1単元とする単元株制度を採用しております。これにより株式数は2,314,569株増加し、発行済株式総数は2,326,200株となっております。
2. 提出日現在の発行数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成14年12月16日臨時株主総会特別決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	71	71
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	213(注)1、2	42,600(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334(注)1、3	167(注)1、3
新株予約権の行使期間	平成17年12月1日から 平成24年12月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334(注)1 資本組入額 16,667(注)1	発行価格 167(注)1 資本組入額 84(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

平成23年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成23年3月31日現在の株主に対し平成23年4月1日をもって1株を200株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により各新株予約権の行使により発行される株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後に生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合は除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の当社取締役又は従業員以外の第三者への譲渡、質入その他の処分は認めない。
 ②新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
 ③新株予約権者は新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(平成16年10月25日臨時株主総会特別決議 平成16年11月12日取締役会決議に基づく発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	19	19
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57(注)1、2	11,400(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	93,334(注)1、3	467(注)1、3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日から 平成26年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 93,334(注)1 資本組入額 46,667(注)1	発行価格 467(注)1 資本組入額 234(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

平成23年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成23年3月31日現在の株主に対し平成23年4月1日をもって1株を200株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
- ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(平成16年10月25日臨時株主総会特別決議 平成17年4月22日取締役会決議に基づく発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	9	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27(注)1、2	5,400(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	247,000(注)1、3	1,235(注)1、3
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日から 平成26年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247,000(注)1 資本組入額 123,500(注)1	発行価格 1,235(注)1 資本組入額 618(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

平成23年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成23年3月31日現在の株主に対し平成23年4月1日をもって1株を200株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
- ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

（平成22年6月25日開催の定時株主総会決議 平成22年8月11日取締役会決議に基づく発行）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	850	850
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	850(注)2	170,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,689(注)3	219(注)1、3
新株予約権の行使期間	平成24年9月1日から 平成28年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,689 資本組入額 21,845	発行価格 219(注)1 資本組入額 110(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)7	同左

(注) 1. 平成23年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成23年3月31日現在の株主に対し平成23年4月1日をもって1株を200株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は当社普通株式 1 株とする。
 なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
 行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

4. 新株予約権の行使の条件
 ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
5. 新株予約権の譲渡に関する事項
 新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
 ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の際において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

⑨ 新株予約権の行使条件

上記に準じて定めるものとする。

7. 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年4月1日 から 平成19年3月31日 (注) 1	66	11,631	1,370	322,420	1,370	395,499
平成21年2月20日 (注) 2	—	11,631	—	322,420	△395,499	—
平成22年6月28日 (注) 3	—	11,631	—	322,420	697	697

(注) 1. ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使

第1回新株予約権	発行価格	33,334円
	資本組入額	16,667円
第2回新株予約権	発行価格	93,334円
	資本組入額	46,667円

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

3. 会社法第445条第4項の規定に基づき、資本準備金697千円を積み立てております。

4. 平成23年2月15日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株に株式分割いたしました。これにより株式数は2,314,569株増加し、発行済株式総数は2,326,200株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	8	10	8	1	1,821	1,849	—
所有株式数(株)	—	358	318	119	282	3	10,551	11,631	—
所有株式数の割合(%)	—	3.1	2.7	1.0	2.4	0.0	90.7	100.0	—

(注) 1. 自己株式2,821株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2. 平成23年2月15日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株に株式分割し、100株を1単位とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
江藤 晃	神奈川県茅ヶ崎市	1,364	11.73
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	358	3.08
西田 徹	東京都世田谷区	296	2.54
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	211	1.81
北村 秀一	東京都江東区	182	1.56
エムエルアイイーエフジー ノン トリーティ カスト ディー アカウント (常任代理人 メリルリンチ 日本証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIALCENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目ビルディング)	128	1.10
坂本 裕弘	千葉県松戸市	100	0.86
金子 道子	長野県上田市	95	0.82
山野 篤史	神奈川県川崎市中原区	90	0.77
インターワイヤード株式会社	東京都品川区南大井5丁目19-8	87	0.75
計	—	2,911	25.03

(注) 上記のほか、自己株式が2,821株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,821	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,810	8,810	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	11,631	—	—
総株主の議決権	—	8,810	—

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エイジア	東京都品川区西五反田七丁目21番1号	2,821	—	2,821	24.25
計	—	2,821	—	2,821	24.25

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該ストックオプション制度の内容は以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき付与しております。

平成14年12月16日臨時株主総会特別決議に基づくもの

決議年月日	平成14年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者の人数並びに株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の人数並びに株式の数を減じております。

平成16年10月25日臨時株主総会決議に基づき、平成16年11月12日に付与

決議年月日	平成16年10月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の人数並びに株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の人数並びに株式の数を減じております。

平成16年10月25日臨時株主総会決議に基づき、平成17年4月22日に付与

決議年月日	平成16年10月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 2 当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与対象者の人数並びに株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の人数並びに株式の数を減じております。

平成22年6月25日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成22年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4（うち社外取締役1名） 当社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

平成23年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成23年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く。） 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	上限100,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過した日の属する月の翌月1日から8年間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権の相続はこれを認めない。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）4

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

3. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額（ただし、1 円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

⑨ 新株予約権の行使条件

上記に準じて定めるものとする。

4. 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成22年11月8日) での決議状況 (取得期間 平成22年11月9日)	525	18,427,500
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	500	17,550,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	25	877,500
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	4.8	4.8
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	4.8	4.8

(注) 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による取得であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプションの権利行使)	12	394,003	—	—
保有自己株式数	2,821	—	564,200	—

- (注) 1. 平成23年4月1日付で1株を200株に株式分割しております。
 2. 当期間における処理自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使による株式は含まれておりません。
 3. 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使及び単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の配当政策に関する基本的な考え方は、新規事業投資や研究開発投資等に必要な内部留保は従来どおり行いつつ、配当金による利益配分を行っていく方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度（平成23年3月期）については、当初の利益計画を上回ったため、配当を当初予定の750円から1,000円に増額いたします。

次期については5円（配当性向17.6%）の配当を計画しております。

当社は、「取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年6月23日 定時株主総会決議	8,810	1,000

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	545,000	165,000	65,600	42,700	331,500 ※780
最低(円)	108,000	43,250	13,300	21,100	29,500 ※660

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	37,800	63,000	164,800	331,500	280,000	249,100 ※780
最低(円)	30,000	33,500	46,100	111,800	206,000	97,500 ※660

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	経営企画室、総務人事部、経理部、財務部担当	美濃 和男	昭和40年5月6日生	平成元年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成17年7月 当社入社 平成17年7月 取締役就任 平成21年4月 当社代表取締役就任（現任）	(注) 3	6,600
専務取締役	ウェブキャストグループ部長 ICTソリューショングループ担当	中西 康治	昭和47年8月6日生	平成13年9月 株式会社ワイズ・ノット入社 平成14年3月 当社入社 平成17年7月 取締役就任 平成21年4月 当社専務取締役就任（現任）	(注) 3	4,200
取締役	セールスマーケティンググループ担当	北村 秀一	昭和33年11月6日生	昭和52年4月 株式会社プリマ楽器器入社 平成7年4月 当社取締役 平成18年6月 当社セールスマーケティンググループ部長 平成20年6月 当社取締役セールスマーケティンググループ部長 平成22年4月 当社取締役（現任）	(注) 3	36,400
取締役		長山 裕一	昭和23年6月12日生	昭和47年4月 山一証券株式会社入社 平成7年4月 同社公開引受部部長兼第二課長 平成10年3月 宝印刷株式会社入社 平成12年3月 長山事務所（現有限会社長山事務所）代表（現任） 平成18年6月 当社監査役就任 平成21年6月 当社取締役就任（現任） 平成22年3月 株式会社グローバルウォーター監査役就任（現任） 平成23年4月 株式会社ファシリティ監査役就任（現任）	(注) 3	1,000
常勤監査役		佐々木 俊夫	昭和24年11月20日生	昭和47年4月 山一証券株式会社入社 平成10年4月 大新東株式会社入社 平成17年7月 センチュリー証券株式会社（現日産センチュリー証券株式会社）入社 平成19年4月 サンライズキャピタル証券株式会社（現アイディーオー証券株式会社）入社 平成19年6月 同社取締役 平成21年3月 同社退任 平成21年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	200
監査役		上野 周雄	昭和24年3月17日生	昭和45年4月 赤井電機株式会社入社 平成11年4月 エム・アイ・エステクノロジー株式会社入社 平成11年8月 株式会社アットウェルシステムズ設立、取締役就任 平成11年9月 同社代表取締役社長就任 平成16年10月 当社入社 平成16年10月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	200
監査役		藤本 眞吾	昭和33年12月10日生	平成7年4月 税理士登録 平成10年9月 藤本税務会計事務所設立（現任） 平成12年4月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	7,800
計						56,400

- (注) 1. 取締役長山裕一氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。
2. 監査役佐々木俊夫氏及び藤本眞吾氏は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
3. 平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成21年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成23年4月1日付で1株を200株に株式分割しており、所有株式数は株式分割後の株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コンプライアンスを基本とした透明性の高い迅速なシステムの構築及び経営環境の変化に柔軟に対応できる組織対応を構築しつつ、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、株主並びに社会に対する責務であるとし、これを実現するのが、コーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

① コーポレート・ガバナンスの体制

・企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社では、迅速な意思決定及び業務責任の明確化を目的として、取締役がこれを監視することによって公平で効率的な業務執行を行う体制としております。また、業務運営の意思決定の迅速化とさらに、経営の透明化の向上と全社的な情報の共有化を目指し、月1回の定時取締役会開催に加えて、緊急な意思決定が必要な場合に随時、臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会においては、経営の意思決定に多様な視点を取り入れるとともに、中立的かつ独立的な監視機能を確保するために、社外取締役を1名選任し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

当社では、月次の業績及び問題点の把握、改善策等を討議するため、取締役、各部門の役職者で構成された週1回（原則月曜日）の進捗会議の開催や、各営業部員の週次の活動報告及び販売戦略の企画立案、検証を討議するため、代表取締役、担当取締役、営業部員で構成された営業会議も週1回（原則月曜日）開催しております。なお、進捗会議には社外取締役及び常勤監査役が出席し、当社のコンプライアンス等について把握しております。

また、代表取締役が率先して会社を取り巻く経営環境の変化や戦略及び戦術、業績の推移等を全社員に対し説明する全体会議を月1回開催しております。

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で取締役の業務執行を監視するとともに、コンプライアンスの維持にも注力しております。なお、監査役会は、法令、定款及び監査役会規則の定めるところにより、監査に係る重要事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をしております。

・内部統制システムの整備の状況

当社は、現在会社法第2条6号に規定する大会社には該当しないため、同法362条第5項の適用は受けませんが、内部統制システム構築に関しては、重要事項であると認識しており、取締役会において業務の適正を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議いたしました。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営の基本方針に則った「行動憲章」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令順守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

管理部門担当役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として、内部通報制度を構築し、運用する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の職務執行に関する情報を文書管理規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクを総括的に管理する責任は、管理部門担当役員とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

監査役や内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。損失リスクが現実化した場合は、取締役会において責任者を選任することにより迅速かつ適切に対応する体制を構築する。

取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、当社の職務については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程に基づいて行うこととする。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。

ホ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに子会社において、協議事項、報告事項、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を設け、当社・子会社間において会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社並びに子会社のコンプライアンス体制を実施する。また、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を

発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲を子会社まで広げるものとする。

へ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項についてすみやかに報告、情報提供を行うものとする。

チ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、監査報告会を開催し、代表取締役と定期的に情報、意見交換を実施する。

なお、監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担において弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

・リスク管理体制の整備の状況

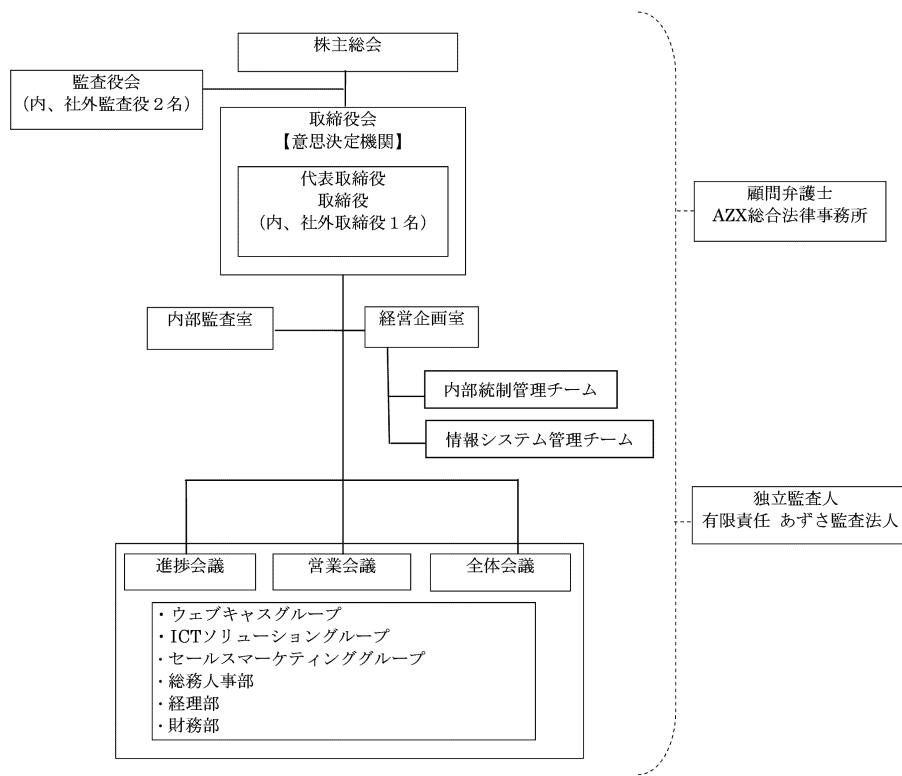
当社のリスク管理体制は、進捗会議において、代表取締役をはじめ、取締役及び各事業部長が法令順守や個人情報保護について確認し、各部長から各事業部へ展開し意識向上を図っております。

また、社員に対しても、個人情報保護やインサイダー取引規制をはじめとするコンプライアンスに関する教育を随時行い、周知徹底を図っております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項、第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。



② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として内部監査室（1名）を設けております。内部監査室は、各事業部門に対して業務監査、会計監査、経営監査の観点から年度計画に則した内部監査を定期的を実施し、コンプライアンスとリスク管理に向けた業務遂行を行っております。内部監査室の行った内部監査の結果は、原則毎週月曜日に行われる内部監査室会議において、代表取締役、社外取締役及び常勤監査役に報告されており、その監査結果について内容の確認と意見交換を行っております。

監査役監査については、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で取締役の業務執行を監視するとともに、社内の業務活動及び諸制度を監査する内部監査室とも定期的な情報交換を実施し、コンプライアンスの維持にも注力しております。なお、社外監査役である藤本眞吾氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任しております。会計監査人は、内部監査室が行った内部監査の内容や監査結果の閲覧、内部監査室担当者との意見交換等により会社の実態を把握し、会計監査業務の補完を行っております。また、会計監査人と当社監査役会は定期的に意見交換を行っております。

当社における内部統制システムの整備・運用に係る内部統制部門は、経営企画室及び管理部門等の各部署によって横断的に構成されており、内部統制部門、取締役、監査役及び内部監査室担当者が出席する進捗会議において意見交換を行い、内部統制に係る現状把握と課題等が確認されております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役である長山裕一氏は、大手証券会社の公開引受部部长や大手証券印刷会社での業務経験を持ち、企業経営や上場会社運営に関する豊富な見識を保有しており、重要会議において当社経営に対する客観的な助言・提言を行っております。

社外監査役である藤本眞吾氏は、当社設立以来、税理士の立場から携わっており、税務の専門家として豊富な見識を保有し、当社の財務状況及び業務内容も詳細に把握しており、取締役会・監査役会において会計処理の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外監査役である佐々木俊夫氏は、大手証券会社の支店長等の要職を歴任しており、その豊富な知識と経験により、取締役会・監査役会において当社の内部統制システムの監視、コンプライアンス体制、管理体制について助言・提言を行っております。なお、社外監査役である佐々木俊夫氏は、平成22年6月1日付にて東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。

社外取締役は、定時・臨時で開催される取締役会に原則出席し、意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。社外監査役は、定時・臨時で開催される取締役会に原則出席し、業務執行を監査し、重要事項について報告を受け、当社業務の適法性及び適正性についてそれぞれの立場から意見を述べ、助言を行っております。また、監査役相互の協議・決議の場として監査役会を毎月開催し、意見交換を行っております。

社外取締役である長山裕一氏は、有限会社長山事務所の代表を兼務しております。なお、当社と有限会社長山事務所との間には特別の関係はありません。また、株式会社グローバルウォーター及び株式会社ファシリティの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社グローバルウォーター及び株式会社ファシリティとの間には特別の関係はありません。

社外取締役である長山裕一氏は当社株式を1,000株（持株比率0.04%）保有しております。また、社外監査役である藤本眞吾氏は当社株式を7,800株（持株比率0.34%）、佐々木俊夫氏は当社株式を200株（持株比率0.01%）保有しております。

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任につき、原則として候補者とする際に当該社外役員が所属する法人等及び本人との間に当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、独立性を有した者を招聘することとしております。

なお、社外取締役へのサポートは常勤取締役及び経営企画室が、非常勤の社外監査役へのサポートは常勤監査役及び内部監査室が中心となり、重要な会議や書類の閲覧、内部監査の結果等について情報伝達や意見交換を行っております。

④ 役員報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	45,780	42,390	3,390	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	6,000	6,000	—	—	—	1
社外役員	8,760	8,500	260	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年4月4日開催の第5回定時株主総会において年額70,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第8回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末の取締役は4名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
4. 役員ごとの報酬等につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。
5. 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。
6. 役員の報酬については株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

⑤ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表額の合計額
2銘柄 27,594千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ソフトブレーン(株)	2,700	15,768	資本業務提携
(株)ニュークリアス	300	0	資本提携

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ソフトブレーン(株)	2,700	27,594	資本業務提携
(株)ニュークリアス	300	0	資本提携

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

- ⑥ 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び監査業務に係る補助者の構成
当社の監査業務を執行した監査法人等については以下のとおりであります。

公認会計士の氏名		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	尾関 純	有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	栗栖 孝彰	有限責任 あずさ監査法人

※関与継続年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名 その他 8名

- ⑦ 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。また、当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また取締役の選任方法については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

- ⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

- ⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

・自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

・取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

・監査役の責任免除

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,000	—	17,000	—

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、当社の規模・業務の特性などを勘案し、内部統制の状況あるいは監査対象取引の増減なども加味して、適切に決定されております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表についてはあずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備し、併せて公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行う研修に参加しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	403,620	490,030
受取手形	315	315
売掛金	128,307	73,275
仕掛品	3,741	9,467
前払費用	16,002	12,170
未収入金	125	125
その他	202	525
貸倒引当金	△1,826	△125
流動資産合計	550,488	585,784
固定資産		
有形固定資産		
建物	—	15,968
減価償却累計額	—	△5,396
建物（純額）	—	10,571
工具、器具及び備品	31,912	37,796
減価償却累計額	△23,296	△26,559
工具、器具及び備品（純額）	8,616	11,237
有形固定資産合計	8,616	21,808
無形固定資産		
商標権	127	60
ソフトウェア	14,357	12,211
電話加入権	149	149
無形固定資産合計	14,634	12,422
投資その他の資産		
投資有価証券	15,768	27,594
出資金	100	100
破産更生債権等	130	—
長期前払費用	94	1,325
差入保証金	34,740	17,428
長期預金	14,500	20,500
貸倒引当金	△130	—
投資その他の資産合計	65,203	66,947
固定資産合計	88,454	101,179
資産合計	638,943	686,963

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,034	5,187
未払金	6,817	17,043
未払費用	23,630	23,357
未払法人税等	1,994	1,716
未払消費税等	6,737	6,902
預り金	7,188	7,818
前受収益	39,029	36,099
賞与引当金	7,685	8,864
製品保証引当金	361	109
本社移転損失引当金	6,880	—
その他	822	33
流動負債合計	122,183	107,131
固定負債		
長期前受収益	9,549	5,581
繰延税金負債	3,795	10,457
資産除去債務	—	6,870
固定負債合計	13,345	22,909
負債合計	135,529	130,041
純資産の部		
株主資本		
資本金	322,420	322,420
資本剰余金		
資本準備金	—	697
その他資本剰余金	301,086	243,263
資本剰余金合計	301,086	243,960
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△50,158	66,184
利益剰余金合計	△50,158	66,184
自己株式	△75,467	△92,623
株主資本合計	497,881	539,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,532	12,546
評価・換算差額等合計	5,532	12,546
新株予約権	—	4,433
純資産合計	503,413	556,922
負債純資産合計	638,943	686,963

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	594,667	616,811
売上原価		
当期製品製造原価	226,897	214,665
合計	226,897	214,665
製品売上原価	226,897	214,665
売上総利益	367,770	402,146
販売費及び一般管理費	※1, ※2 311,404	※1, ※2 336,789
営業利益	56,365	65,356
営業外収益		
受取利息	269	210
受取配当金	6	6
未払配当金除斥益	544	—
受取手数料	—	411
債務勘定整理益	—	783
その他	228	25
営業外収益合計	1,047	1,436
営業外費用		
支払手数料	417	93
雑損失	123	9
営業外費用合計	540	102
経常利益	56,872	66,690
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	1,701
製品保証引当金戻入額	—	252
特別利益合計	—	1,953
特別損失		
固定資産除却損	※3 2,289	※3 51
本社移転損失引当金繰入額	6,880	—
減損損失	—	※4 267
特別損失合計	9,170	319
税引前当期純利益	47,701	68,324
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	—	1,850
法人税等合計	290	2,140
当期純利益	47,411	66,184

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
I 材料費	※ 1	74,701	32.5	62,449	27.8	
II 労務費		90,913	39.6	101,392	45.2	
III 経費		64,154	27.9	60,613	27.0	
当期総製造費用		229,770	100.0	224,455	100.0	
期首仕掛品たな卸高		3,115		3,741		
合計		232,885		228,196		
期末仕掛品たな卸高		3,741		9,467		
他勘定振替高		※ 2	2,246		4,063	
当期製品製造原価			226,897		214,665	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。

(注) ※ 1 主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
外注加工費	43,123千円	36,346千円

※ 2 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費		
保証修理費	652千円	567千円
ソフト開発費	－千円	31千円
その他	1,593千円	3,463千円
合計	2,246千円	4,063千円

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	322,420	322,420
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	322,420	322,420
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
資本準備金の積立	—	697
当期変動額合計	—	697
当期末残高	—	697
その他資本剰余金		
前期末残高	301,086	301,086
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△6,973
自己株式の処分	—	6
資本準備金の積立	—	△697
欠損填補	—	△50,158
当期変動額合計	—	△57,823
当期末残高	301,086	243,263
資本剰余金合計		
前期末残高	301,086	301,086
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△6,973
自己株式の処分	—	6
欠損填補	—	△50,158
当期変動額合計	—	△57,125
当期末残高	301,086	243,960
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△97,569	△50,158
当期変動額		
当期純利益	47,411	66,184
欠損填補	—	50,158
当期変動額合計	47,411	116,342
当期末残高	△50,158	66,184

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	△97,569	△50,158
当期変動額		
当期純利益	47,411	66,184
欠損填補	—	50,158
当期変動額合計	47,411	116,342
当期末残高	△50,158	66,184
自己株式		
前期末残高	△21,523	△75,467
当期変動額		
自己株式の取得	△53,943	△17,550
自己株式の処分	—	394
当期変動額合計	△53,943	△17,155
当期末残高	△75,467	△92,623
株主資本合計		
前期末残高	504,413	497,881
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△6,973
当期純利益	47,411	66,184
自己株式の取得	△53,943	△17,550
自己株式の処分	—	400
当期変動額合計	△6,532	42,061
当期末残高	497,881	539,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	5,532
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,532	7,014
当期変動額合計	5,532	7,014
当期末残高	5,532	12,546
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	5,532
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,532	7,014
当期変動額合計	5,532	7,014
当期末残高	5,532	12,546
新株予約権		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	4,433
当期変動額合計	—	4,433
当期末残高	—	4,433

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	504,413	503,413
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△6,973
当期純利益	47,411	66,184
自己株式の取得	△53,943	△17,550
自己株式の処分	—	400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,532	11,447
当期変動額合計	△999	53,508
当期末残高	503,413	556,922

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	47,701	68,324
減価償却費	12,371	18,000
商標権償却	66	66
減損損失	—	267
株式報酬費用	—	4,433
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	258	△1,701
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△336	1,179
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	117	△252
本社移転損失引当金の増減額 (△は減少)	6,880	△6,880
受取利息及び受取配当金	△275	△216
固定資産除却損	2,289	51
売上債権の増減額 (△は増加)	△51,180	55,032
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△626	△5,725
仕入債務の増減額 (△は減少)	11,646	△15,847
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△3,003	△3,968
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△539	3,608
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	79	△1,230
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	22,983	4,950
その他	539	122
小計	48,973	120,214
利息及び配当金の受取額	275	216
法人税等の支払額	△170	△145
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,078	120,285
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△6,091	△6,072
有形固定資産の取得による支出	△7,855	△17,821
無形固定資産の取得による支出	△554	△3,394
貸付けによる支出	—	△300
貸付金の回収による収入	430	200
差入保証金の差入による支出	△17,428	—
差入保証金の回収による収入	280	17,312
その他	61	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△31,159	△10,075
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の処分による収入	—	400
自己株式の取得による支出	△54,361	△17,643
配当金の支払額	△14	△6,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	△54,375	△23,872
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△36,456	86,337
現金及び現金同等物の期首残高	409,792	373,335
現金及び現金同等物の期末残高	※1 373,335	※1 459,673

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)								
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛品 同左</p>								
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="566 919 933 984"> <tr> <td>建物</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>4～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>①商標権 耐用年数10年による定額法を採用しております。</p> <p>②ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	3～15年	工具、器具及び備品	4～10年	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>建物(建物附属設備を除く)については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1037 963 1404 1028"> <tr> <td>建物</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>4～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>①商標権 同左</p> <p>②ソフトウェア 同左</p>	建物	5年	工具、器具及び備品	4～10年
建物	3～15年									
工具、器具及び備品	4～10年									
建物	5年									
工具、器具及び備品	4～10年									
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 本社移転損失引当金 本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生する損失見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 本社移転損失引当金 _____</p>								

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
	(4) 製品保証引当金 プログラムの無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。	(4) 製品保証引当金 同左
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 ①当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） ②その他の工事 工事完成基準 (会計方針の変更) 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度から適用したことに伴い、当事業年度に着手した受注契約から当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については工事完成基準を適用しております。 これにより、従来の方法によった場合に比べ、売上高は17,756千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ2,597千円増加しております。	(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 ①当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） ②その他の工事 工事完成基準
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ2,323千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前事業年度における「受取手数料」の金額は35千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
—————	—————

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																								
※1. 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 <p style="text-align: right;">53,166千円</p>	※1. 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 <p style="text-align: right;">43,392千円</p>																																								
※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">49,570千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">102,646千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">321千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">4,650千円</td></tr> <tr><td>製品保証引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">117千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">20,210千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">2,516千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア償却費</td><td style="text-align: right;">5,551千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">31,559千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">20,513千円</td></tr> <tr><td>支払家賃</td><td style="text-align: right;">18,500千円</td></tr> </table>	役員報酬	49,570千円	給与手当	102,646千円	貸倒引当金繰入額	321千円	賞与引当金繰入額	4,650千円	製品保証引当金繰入額	117千円	法定福利費	20,210千円	減価償却費	2,516千円	ソフトウェア償却費	5,551千円	支払手数料	31,559千円	広告宣伝費	20,513千円	支払家賃	18,500千円	※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は92%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">56,890千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">99,060千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">5,206千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">21,077千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">5,203千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア償却費</td><td style="text-align: right;">5,613千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">44,933千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">26,100千円</td></tr> <tr><td>支払家賃</td><td style="text-align: right;">14,027千円</td></tr> </table>	役員報酬	56,890千円	給与手当	99,060千円	賞与引当金繰入額	5,206千円	法定福利費	21,077千円	減価償却費	5,203千円	ソフトウェア償却費	5,613千円	支払手数料	44,933千円	広告宣伝費	26,100千円	支払家賃	14,027千円
役員報酬	49,570千円																																								
給与手当	102,646千円																																								
貸倒引当金繰入額	321千円																																								
賞与引当金繰入額	4,650千円																																								
製品保証引当金繰入額	117千円																																								
法定福利費	20,210千円																																								
減価償却費	2,516千円																																								
ソフトウェア償却費	5,551千円																																								
支払手数料	31,559千円																																								
広告宣伝費	20,513千円																																								
支払家賃	18,500千円																																								
役員報酬	56,890千円																																								
給与手当	99,060千円																																								
賞与引当金繰入額	5,206千円																																								
法定福利費	21,077千円																																								
減価償却費	5,203千円																																								
ソフトウェア償却費	5,613千円																																								
支払手数料	44,933千円																																								
広告宣伝費	26,100千円																																								
支払家賃	14,027千円																																								
※3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">1,653千円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">540千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">95千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">2,289千円</td></tr> </table>	建物	1,653千円	工具、器具及び備品	540千円	ソフトウェア	95千円	合計	2,289千円	※3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">51千円</td></tr> </table>	工具、器具及び備品	51千円																														
建物	1,653千円																																								
工具、器具及び備品	540千円																																								
ソフトウェア	95千円																																								
合計	2,289千円																																								
工具、器具及び備品	51千円																																								
	※4. 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本社 (東京都品川区)</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">工具、器具及び備品 ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">当社は、原則として、事業用資産については全社を一つの資産グループとしてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(267千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、工具、器具及び備品116千円、ソフトウェア151千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値はゼロと評価しております。</p>	場所	用途	種類	本社 (東京都品川区)	遊休資産	工具、器具及び備品 ソフトウェア																																		
場所	用途	種類																																							
本社 (東京都品川区)	遊休資産	工具、器具及び備品 ソフトウェア																																							

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,631	—	—	11,631
合計	11,631	—	—	11,631

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	670	1,663	—	2,333
合計	670	1,663	—	2,333

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,663株は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加であります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,973	資本剰余金	750	平成22年3月31日	平成22年6月28日

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,631	—	—	11,631
合計	11,631	—	—	11,631

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式				
普通株式（注）	2,333	500	12	2,821
合計	2,333	500	12	2,821

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加500株は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少12株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高 (千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4,433
	合計	—	—	—	—	—	4,433

（注）ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,973	750	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	8,810	利益剰余金	1,000	平成23年3月31日	平成23年6月24日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成22年3月31日現在)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">403,620千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 (積立定期預金)</td> <td style="text-align: right;">△30,284千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">373,335千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	403,620千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 (積立定期預金)	△30,284千円	現金及び現金同等物	373,335千円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成23年3月31日現在)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">490,030千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 (積立定期預金)</td> <td style="text-align: right;">△30,357千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">459,673千円</td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>(1) その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替額 50,158千円</p> <p>(2) 当事業年度に新たに計上した資産除去債務の額は、 6,870千円であります。</p>	現金及び預金勘定	490,030千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 (積立定期預金)	△30,357千円	現金及び現金同等物	459,673千円
現金及び預金勘定	403,620千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 (積立定期預金)	△30,284千円												
現金及び現金同等物	373,335千円												
現金及び預金勘定	490,030千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 (積立定期預金)	△30,357千円												
現金及び現金同等物	459,673千円												

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)				当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	4,843	2,963	1,880	工具、器具及び備品	4,843	3,731	1,112
ソフトウェア	14,170	10,627	3,542	ソフトウェア	14,170	13,461	708
合計	19,013	13,591	5,422	合計	19,013	17,193	1,820
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			3,732千円	1年以内			1,363千円
1年超			1,992千円	1年超			629千円
合計			5,725千円	合計			1,992千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			3,858千円	支払リース料			3,858千円
減価償却費相当額			3,601千円	減価償却費相当額			3,601千円
支払利息相当額			216千円	支払利息相当額			126千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。				同左			

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、元本の安全性を第一とし、主に預貯金又は銀行等の安定性のある金融商品等に限定しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って、取引開始時及び定期的な与信調査、回収状況や残高の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直し等を実施することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っております。

投資有価証券は、業務提携に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期発見や軽減を図っております。

差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

長期預金は、定期積金であります。当該金融商品は、相手先の契約不履行による信用リスクに晒されておりますが、当社が利用している金融商品の相手先は、信用度の高い国内の信用金庫であり信用リスクは僅少であると判断しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが、1ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、各部門からの報告に基づき、財務部が資金繰計画を作成、更新することにより、当該リスクを管理しております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	403,620	403,620	—
(2) 売掛金	128,307	128,307	—
(3) 投資有価証券	15,768	15,768	—
(4) 差入保証金	34,740	34,235	△505
(5) 長期預金	14,500	14,577	77
資産計	596,937	596,509	△428
(1) 買掛金	21,034	21,034	—
(2) 未払金	6,817	6,817	—
負債計	27,852	27,852	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

償還予定時期を合理的に見積もった期間に応じたリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預金

満期があり、預入期間が1年を超える預金については、期間に基づく区分毎に、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で元利金を割り引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	0

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	403,620	—	—	—
売掛金	128,307	—	—	—
差入保証金	17,312	—	17,428	—
長期預金	—	14,500	—	—
合計	549,240	14,500	17,428	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、元本の安全性を第一とし、主に預貯金又は銀行等の安定性のある金融商品等に限定しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って、取引開始時及び定期的な与信調査、回収状況や残高の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直し等を実施することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っております。

投資有価証券は、業務提携に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期発見や軽減を図っております。

差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

長期預金は、定期積金であります。当該金融商品は、相手先の契約不履行による信用リスクに晒されておりますが、当社が利用している金融商品の相手先は、信用度の高い国内の信用金庫であり信用リスクは僅少であると判断しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが、1ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、各部門からの報告に基づき、財務部が資金繰計画を作成、更新することにより、当該リスクを管理しております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	490,030	490,030	—
(2) 売掛金	73,275	73,275	—
(3) 投資有価証券	27,594	27,594	—
(4) 差入保証金	17,428	17,124	△303
(5) 長期預金	20,500	20,585	85
資産計	628,828	628,609	△218
(1) 買掛金	5,187	5,187	—
(2) 未払金	17,043	17,043	—
負債計	22,230	22,230	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

償還予定時期を合理的に見積もった期間に応じたリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預金

満期があり、預入期間が1年を超える預金については、期間に基づく区分毎に、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で元利金を割り引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	0

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	490,030	—	—	—
売掛金	73,275	—	—	—
差入保証金	—	17,428	—	—
長期預金	—	20,500	—	—
合計	563,305	37,928	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日)

その他有価証券

区 分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	15,768	6,439	9,328
合 計	15,768	6,439	9,328

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (平成23年 3月31日)

その他有価証券

区 分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	27,594	6,439	21,154
合 計	27,594	6,439	21,154

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

当社は、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

当社は、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 10名	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員 9名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 600株	普通株式 162株	普通株式 48株	普通株式 50株
付与日	平成15年11月20日	平成16年11月12日	平成17年4月22日	平成17年7月29日
権利確定条件	①新株予約権の当社取締役又は従業員以外の第三者への譲渡、質入その他の処分は認めない。 ②新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ③新株予約権者は新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成17年12月1日から平成24年12月16日	平成18年12月1日から平成26年9月30日	平成19年5月1日から平成26年9月30日	平成19年8月1日から平成27年6月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第1回、第2回、第3回のストック・オプションにつきましては、平成17年6月1日実施の株式分割の影響を調整しております。

(2) ストック・オプションの数

当事業年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの規模及びその変動状況

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	309	57	27	50
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	60	—	—	50
未行使残	249	57	27	—

(注) 第4回のストック・オプションにつきましては、付与対象者全員の権利放棄により、平成22年1月に全部消滅しております。

②単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	33,334	93,334	247,000	530,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	—	—	—	—

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 4,259千円

売上原価 173千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 10名	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員 9名	当社取締役 4名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 600株	普通株式 162株	普通株式 48株	普通株式 850株
付与日	平成15年11月20日	平成16年11月12日	平成17年4月22日	平成22年8月18日
権利確定条件	<p>①新株予約権の当社取締役又は従業員以外の第三者への譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>②新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>③新株予約権者は新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p>	<p>①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。</p> <p>③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。</p> <p>③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>	<p>①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成17年12月1日から平成24年12月16日	平成18年12月1日から平成26年9月30日	平成19年5月1日から平成26年9月30日	平成24年9月1日から平成28年8月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第1回、第2回、第3回のストック・オプションにつきましては、平成17年6月1日実施の株式分割の影響を調整しております。

(2) ストック・オプションの数

当事業年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの規模及びその変動状況

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	850
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	850
権利確定後 (株)				
前事業年度末	249	57	27	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	12	—	—	—
失効	24	—	—	—
未行使残	213	57	27	—

②単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	33,334	93,334	247,000	43,689
行使時平均株価 (円)	79,360	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	—	—	—	17,100

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第5回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第5回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	93%
予想残存期間 (注) 2	4.0年
予想配当 (注) 3	750円/配当
無リスク利率 (注) 4	0.2%

(注) 1. 平成18年8月7日から平成22年8月18日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成22年3月期の配当実績に基づき算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">80,519千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">3,127千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">118千円</td></tr> <tr><td>製品保証引当金</td><td style="text-align: right;">146千円</td></tr> <tr><td>本社移転損失引当金</td><td style="text-align: right;">2,799千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,184千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">88,896千円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△88,896千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">－ 千円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△3,795千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△3,795千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">△3,795千円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	80,519千円	賞与引当金	3,127千円	貸倒引当金	118千円	製品保証引当金	146千円	本社移転損失引当金	2,799千円	その他	2,184千円	小計	88,896千円	評価性引当金	△88,896千円	繰延税金資産合計	－ 千円	その他有価証券評価差額金	△3,795千円	繰延税金負債合計	△3,795千円	繰延税金負債の純額	△3,795千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">35,371千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">3,607千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">118千円</td></tr> <tr><td>製品保証引当金</td><td style="text-align: right;">44千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">21,041千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">60,183千円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△60,183千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">－ 千円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△8,607千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td style="text-align: right;">△1,850千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△10,457千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">△10,457千円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	35,371千円	賞与引当金	3,607千円	貸倒引当金	118千円	製品保証引当金	44千円	その他	21,041千円	小計	60,183千円	評価性引当金	△60,183千円	繰延税金資産合計	－ 千円	その他有価証券評価差額金	△8,607千円	資産除去債務に対応する除去費用	△1,850千円	繰延税金負債合計	△10,457千円	繰延税金負債の純額	△10,457千円
税務上の繰越欠損金	80,519千円																																																
賞与引当金	3,127千円																																																
貸倒引当金	118千円																																																
製品保証引当金	146千円																																																
本社移転損失引当金	2,799千円																																																
その他	2,184千円																																																
小計	88,896千円																																																
評価性引当金	△88,896千円																																																
繰延税金資産合計	－ 千円																																																
その他有価証券評価差額金	△3,795千円																																																
繰延税金負債合計	△3,795千円																																																
繰延税金負債の純額	△3,795千円																																																
税務上の繰越欠損金	35,371千円																																																
賞与引当金	3,607千円																																																
貸倒引当金	118千円																																																
製品保証引当金	44千円																																																
その他	21,041千円																																																
小計	60,183千円																																																
評価性引当金	△60,183千円																																																
繰延税金資産合計	－ 千円																																																
その他有価証券評価差額金	△8,607千円																																																
資産除去債務に対応する除去費用	△1,850千円																																																
繰延税金負債合計	△10,457千円																																																
繰延税金負債の純額	△10,457千円																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">6.4</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△0.0</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減</td><td style="text-align: right;">△47.8</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.6</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	6.4	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0	評価性引当金の増減	△47.8	住民税均等割等	0.6	その他	0.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.6	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">4.4</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△0.0</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減</td><td style="text-align: right;">△42.0</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.4</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3.1</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0	評価性引当金の増減	△42.0	住民税均等割等	0.4	その他	△0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.1																
法定実効税率	40.7%																																																
(調整)																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.4																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0																																																
評価性引当金の増減	△47.8																																																
住民税均等割等	0.6																																																
その他	0.6																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.6																																																
法定実効税率	40.7%																																																
(調整)																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0																																																
評価性引当金の増減	△42.0																																																
住民税均等割等	0.4																																																
その他	△0.4																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.1																																																

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.456%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,841千円
時の経過による調整額	28千円
期末残高	<u>6,870千円</u>

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が業績を評価し経営資源の配分を決定するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品の区分別のセグメントから構成されており、「アプリケーション開発事業」及び「受託開発事業」の2つを報告セグメントとしております。

「アプリケーション開発事業」は自社開発によるCRMアプリケーションソフト「WEB CAS(ウェブキャス)」シリーズの企画・開発・販売・保守、及び「WEB CAS(ウェブキャス)」シリーズを活用したメールマーケティングのプランニング・コンテンツ制作を行っております。「受託開発事業」はウェブサイトの受託開発、「WEB CAS(ウェブキャス)」シリーズの付加機能開発、企業業務システム・アプリケーションの受託開発及び画像加工・イラストレーション等を使用したホームページ・ウェブコンテンツの企画・制作を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	合計
	アプリケーション開発事業	受託開発事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	408,947	185,720	594,667	—	594,667
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	408,947	185,720	594,667	—	594,667
セグメント利益	152,990	49,138	202,129	—	202,129
セグメント資産	141,910	40,547	182,458	—	182,458
その他の項目					
減価償却費	4,451	2,848	7,299	—	7,299
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,375	1,876	8,251	—	8,251
減損損失	—	—	—	—	—

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	合計
	アプリケーション開発事業	受託開発事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	448,565	168,246	616,811	—	616,811
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	448,565	168,246	616,811	—	616,811
セグメント利益	175,333	44,419	219,752	—	219,752
セグメント資産	92,433	40,393	132,827	—	132,827
その他の項目					
減価償却費	8,878	3,168	12,047	—	12,047
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	20,759	4,922	25,681	—	25,681
減損損失	267	—	267	—	267

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	202,129	219,752
「その他」の区分の利益	—	—
セグメント間取引消去	—	—
全社費用（注）	△145,763	△154,395
財務諸表の営業利益	56,365	65,356

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	182,458	132,827
「その他」の区分の資産	—	—
セグメント間取引消去	—	—
全社資産（注）	456,484	554,136
財務諸表の資産合計	638,943	686,963

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない主に現金及び預金であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	7,299	12,047	—	—	5,072	5,952	12,371	18,000
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8,251	25,681	—	—	158	3,684	8,410	29,366
減損損失	—	267	—	—	—	—	—	267

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資額であります。

【関連情報】

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	アプリケーション 開発事業	受託開発事業	その他	合計
外部顧客への売上高	448,565	168,246	—	616,811

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	アプリケーション 開発事業	受託開発事業	その他	合計
減損損失	267	—	—	267

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
主要株主	江藤 晃	—	—	株式会社 サバナ 代表取締役	(被所有) 直接 37.7%	—	自己株式の取得	22,360	—	—

- (注) 1. 上記、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式を取得しております。
 3. 議決権等の所有（被所有）割合については、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
主要株主	江藤 晃	—	—	株式会社 サバナ 代表取締役	(被所有) 直接 15.5%	—	自己株式の取得	17,550	—	—

- (注) 1. 上記、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式を取得しております。
 3. 議決権等の所有（被所有）割合については、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 54,142円16銭	1株当たり純資産額 62,711円59銭
1株当たり当期純利益金額 4,647円30銭	1株当たり当期純利益金額 7,267円46銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 6,920円20銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
純資産の部の合計額(千円)	503,413	556,922
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	4,433
(うち新株予約権)	(—)	(4,433)
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	503,413	552,489
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	9,298	8,810

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	47,411	66,184
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	47,411	66,184
期中平均普通株式数(株)	10,202	9,107
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	457
(うち新株予約権)	(—)	(457)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の目的となる株式の数333株)	新株予約権2種類 (新株予約権の目的となる株式の数84株)

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>								
	<p>平成23年 2月15日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図るため、平成23年 4月 1日をもって、普通株式 1株につき200株の割合をもって株式分割いたしました。また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を 1単元とする単元株制度を採用いたしました。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式 2,314,569株</p> <p>(2) 分割方法 平成23年 3月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1株につき、200株の割合をもって分割いたしました。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における 1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における 1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="810 987 1420 1467"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 987 1114 1037">前事業年度</th> <th data-bbox="1114 987 1420 1037">当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 1037 1114 1146"> <p>1株当たり純資産額 270.71円</p> </td> <td data-bbox="1114 1037 1420 1146"> <p>1株当たり純資産額 313.56円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1146 1114 1299"> <p>1株当たり当期純利益金額 23.24円</p> </td> <td data-bbox="1114 1146 1420 1299"> <p>1株当たり当期純利益金額 36.34円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1299 1114 1467"> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> </td> <td data-bbox="1114 1299 1420 1467"> <p>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 34.60円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	<p>1株当たり純資産額 270.71円</p>	<p>1株当たり純資産額 313.56円</p>	<p>1株当たり当期純利益金額 23.24円</p>	<p>1株当たり当期純利益金額 36.34円</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	<p>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 34.60円</p>
前事業年度	当事業年度								
<p>1株当たり純資産額 270.71円</p>	<p>1株当たり純資産額 313.56円</p>								
<p>1株当たり当期純利益金額 23.24円</p>	<p>1株当たり当期純利益金額 36.34円</p>								
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	<p>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 34.60円</p>								

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他 有価証券	(株)ニュークリアス	300
		ソフトブレーン(株)	2,700
		小計	3,000
計		3,000	27,594

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	—	15,968	—	15,968	5,396	5,396	10,571
工具、器具及び備品	31,912	8,694	2,811 (116)	37,796	26,559	5,905	11,237
有形固定資産計	31,912	24,662	2,811 (116)	53,764	31,955	11,302	21,808
無形固定資産							
商標権	667	—	—	667	606	66	60
ソフトウェア	31,752	4,703	151 (151)	36,305	24,093	6,697	12,211
電話加入権	149	—	—	149	—	—	149
無形固定資産計	32,570	4,703	151 (151)	37,122	24,699	6,764	12,422
長期前払費用	94	1,291	60	1,325	—	—	1,325

(注) 1. 当期増加額の主な内容は以下のとおりです。

建物	本社移転に伴う内装設備工事	15,968千円
工具、器具及び備品	パソコン、サーバー機器	8,694千円
ソフトウェア	業務用ソフトウェア	4,703千円

2. 当期減少額の主な内容は以下のとおりです。

工具、器具及び備品	パソコン、サーバー機器除却及び減損	2,811千円
ソフトウェア	業務用ソフトウェア減損	151千円

3. 「当期減少額」欄の () は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,956	125	130	1,826	125
賞与引当金	7,685	8,864	7,685	—	8,864
本社移転損失引当金	6,880	—	6,880	—	—
製品保証引当金	361	109	—	361	109

(注) 貸倒引当金及び製品保証引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

【資産除去債務明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に基づくもの	—	6,870	—	6,870

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度(平成23年3月31日現在)における主な資産及び負債の内容は次のとおりです。

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	110
預金	
普通預金	459,562
定期積金	30,357
小計	489,920
合計	490,030

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)T o o	315
合計	315

期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成23年8月満期	315
合計	315

③ 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
日本ユニシス(株)	12,075
ヘインズブランドズジャパン(株)	7,080
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	5,051
(株)バンタンデザインマネジメント	4,807
(株)ゼンリン	3,879
その他	40,381
合計	73,275

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
128,307	531,986	587,018	73,275	88.9	69.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

④ 仕掛品

事業の種類	金額 (千円)
アプリケーション開発事業	2,966
受託開発事業	6,500
合計	9,467

⑤ 買掛金

相手先	金額 (千円)
(株)ニュークリアス	2,156
三菱電機情報ネットワーク(株)	837
ノマドスタジオ	598
(株)クリエイション・ビュー	420
ジェットインターネット(株)	338
その他	835
合計	5,187

⑥ 前受収益

相手先	金額 (千円)
(株)富士通ビジネスシステム	3,276
ニフティ(株)	2,625
(株)大塚商会	1,995
日本システムウェア(株)	1,750
三菱電機インフォメーションシステムズ(株)	1,732
その他	24,720
合計	36,099

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高 (千円)	151,613	173,529	141,833	149,835
税引前四半期純利益金額又は 税引前四半期純損失金額 (△) (千円)	15,695	37,449	17,737	△2,557
四半期純利益金額又は四半 期純損失金額(△) (千円)	13,006	37,633	17,919	△2,375
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期純 損失金額(△) (円)	1,398.87	4,047.52	1,985.31	△269.91

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	該当事項はありません。
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。</p> <p>当社の公告掲載URLは次のとおりであります。</p> <p>http://www.azia.jp/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 平成23年2月15日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株に株式分割し、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。

2. 平成23年6月23日開催の定時株主総会において定款一部変更の決議が行われ、単元未満株式についての権利を新設いたしました。

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第16第1四半期）（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月13日関東財務局長に提出

（第16第2四半期）（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出

（第16第3四半期）（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成22年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成22年11月1日 至 平成22年11月30日）平成22年12月10日関東財務局長に提出

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成23年6月6日関東財務局長に提出

事業年度（第15期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社エイジア

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 尾関 純
業務執行社員

指定社員 公認会計士 栗栖 孝彰
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジアの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エイジアの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エイジアが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月23日

株式会社エイジア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾関 純
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗栖 孝彰
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジアの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エイジアの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エイジアが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月24日
【会社名】	株式会社エイジア
【英訳名】	AZIA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 美濃 和男
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役美濃和男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

当社は、連結子会社及び持分法適用の関連会社を有さないことから、当社以外の評価範囲とする事業拠点はありません。本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕掛品に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。